

自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による 自己株式の買付けに関するお知らせ

平成22年11月1日
北陸電力株式会社

当社は、平成22年11月1日に、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(平成22年11月1日)の終値1,951円で、平成22年11月2日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

(1) 取得する株式の種類 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 200万株

(注1) 当該株式数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。

3. 取得結果の公表

平成22年11月2日午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

(ご参考) 自己株式の取得に関する決議内容(平成22年10月29日公表分)

- ・取得する株式の種類 当社普通株式
- ・取得する株式の総数 500万株(上限)
- ・株式の取得価額の総額 100億円(上限)
- ・取得期間 平成22年11月1日から
平成23年1月31日まで

以上